

食品安全委員会第 410 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 12 月 5 日（月） 18:02～19:40

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 2 品目

①CN01-0118 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム

②KCJ-1304 株を利用して生産された 5'-グアニル酸二ナトリウム

(厚生労働省からの説明)

(2) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 温泉川新開発食品保健対策室長

(専門委員及び専門参考人)

鎌田専門委員、澤田専門委員、手島専門委員、小関専門参考人

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、本郷情報・緊急時対応課長、

北池勧告広報課長、新本リスクコミュニケーション官、北村評価課 課長補佐

5. 配付資料

資料 1-1 食品健康影響評価について

資料 1-2 「CN01-0118 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム」、

「KCJ-1304 株を利用して生産された 5'-グアニル酸二ナトリウム」の
食品安全基本法第 24 条の規定に基づく食品健康影響評価について

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 410 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

食品安全委員会は通例では毎週木曜日に開催しているところですが、本日は食品安全委員会運営規程第 2 条の規定に基づきまして、臨時に開催することといたします。

本日は 6 名の委員に加え、4 名の専門委員及び専門参考人に御出席いただいております。

また、厚生労働省から温泉川新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 410 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めます。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 2 点ございます。

まず、資料 1-1 が「食品健康影響評価について」、厚生労働大臣からのいわゆる諮問書でございます。それからその関連資料として、資料 1-2 がございます。よろしいでしょうか。

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 12 月 5 日付で、遺伝子組換え食品等 2 品目につきまして、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、遺伝子組換え食品等 2 品目について、温泉川室長から説明をお願いいたします。

○温泉川新開発食品保健対策室長 厚生労働省の温泉川でございます。本日、説明にあたりまして、特別に食品安全委員会を開いていただきまして、どうもありがとうございます。それでは、説明に移らせていただきます。

それでは、このたび食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が定める安全性審査を経ていない添加物

が、輸入・流通をしているということが判明をいたしました。これらの添加物は、うまみ調味料として、だし、つゆ、スープ、ドレッシング、かまぼこなどの水産加工品、それからハム、ソーセージなどの食肉製品といった幅広い多種多様な加工食品に使われておりますことから、消費者に与える影響が大きいと考えられまして、このたび、速やかな評価をお願いするものでございます。

それでは、食品安全基本法第 24 条 1 項の規定に基づいて、食品安全委員会に食品健康評価をお願いいたします組換え DNA 技術応用添加物についての概要を説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料の 1 - 2 を御覧になっていただければと思います。

「CN01-0118 株を利用して生産されました 5'-イノシン酸二ナトリウム」でございます。本品目は、*Corynebacterium ammoniagenes* CJIP2401 株を宿主として、本菌株由来のイノシン酸生合成に関与する遺伝子及びそれぞれのプロモーター、ターミネーターを導入して得られた形質転換体、CN01-0118 株より生産されたものでございます。

利用目的、利用方法に関しましては、従来の 5'-イノシン酸二ナトリウムと相違はございません。

本申請品につきましては、アミノ酸等、最終産物が高度に精製をされた非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方の要件を満たし、また CJIP2401 株自身に由来する遺伝子以外は導入をされていないことから、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準第 1 章第 3 に規定される「組換え DNA 技術によって最終的に宿主に導入をされた DNA が、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物の DNA のみである場合」に該当する微生物を利用して、製造されたものと考えております。

次に、「KCJ-1304 株を利用して生産をされた 5'-グアニル酸二ナトリウム」のほうについてでございます。本品目は、*Corynebacterium ammoniagenes* KCCM-10530 株を宿主として、*mgo* 遺伝子、プロモーター及びターミネーターを導入して得られた形質転換体 KCJ-1304 株より生産されたものでございます。

利用目的、利用方法に関しては、従来の 5'-グアニル酸二ナトリウムと相違はございません。

本申請品につきましては、KCCM-10530 株自身に由来する遺伝子以外は導入をされていないことから、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準、第 1 章第 3 に規定される「組換え DNA 技術によって最終的に宿主に導入された DNA が、当該微生物と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみである場合」に該当する微生物を利用して製造されたものと考えております。

本日、評価をお願いするものは以上でございますが、これらの添加物の安全性評価においては、

企業の知的財産等が開示され、特定の者に不利益をもたらすおそれがあるため、非公開で御審議をいただきますようお願いをいたしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○小泉委員長 ありがとうございます。それではただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

○熊谷委員 今回、諮問のありました遺伝子組換え食品等2品目は、うまみ調味料として使用される添加物を効率的に製造するために、遺伝子組換えを行った微生物を利用しているというものです。これまで食品安全委員会で評価してきました組換え微生物を利用した添加物は、添加物の製造過程で当該微生物が除去されておりまして、遺伝子組換え微生物そのものを食すということはないものですので、この点を意見として述べさせていただきます。以上です。

○小泉委員長 ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○野村委員 この問題は、今まで入手したいろいろな情報によりますと、大変国民生活に密接に関連しているということであります。したがって、国民の不安をできるだけ早急に取り除くためにも、今日専門家の専門調査会の委員の方々も参加していただいておりますが、皆様の意見を伺いつつ、食品安全委員会としての見解を早急にまとめ、さらに国民生活に非常に密接であるということから、リスクコミュニケーションもぜひ丁寧にやっていただきたい。特に厚生労働省と食品安全委員会、連携して、そういうリスクコミュニケーションの推進をお願いしたいと思います。

○小泉委員長 ほかに何か御意見ございませんか。

○長尾委員 ただ今の野村委員の発言には賛同いたします。通常、遺伝子組換え食品等の専門調査会では、企業申請品目の審議は非公開で行っているところであります。今回もそういうことで行われると思いますが。

○小泉委員長 ほかに何か御意見、どうぞ。

○廣瀬委員 私も野村委員の発言に賛同いたします。今回、特に安全性審査を経ていない添加物が

既に流通しているということでありまして、国民の皆様の御心配に応えるためにも、食品安全委員会が提出されたデータに基づいて、安全性について科学的な見地からどこまで言えるかということをお早急に整理すべきと考えております。以上です。

○小泉委員長 ほかにどなたか御意見ありませんか。どうぞ。

○村田委員 食品安全委員会では、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準というものを既に作っております。同様の添加物の評価実績もありますので、何らかの見解を出せるのではないかと思います。

今回は企業申請品目ということですので、企業秘密にかかわる部分もありますが、企業から厚生労働省に提出されたデータというものもございますので、それに基づいて審議するという事になると思います。一定の資料は提出されているということですので、本日、来ていただいている専門の先生方の意見を聞きながら審議していただきたいと思っております。

○小泉委員長 ありがとうございます。ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

それではないようですので、本日御参加いただいております専門家の方々の意見を伺いつつ、入手し得た情報に基づきまして、取り急ぎ現時点における食品安全委員会としての見解を示すこととし、引き続き当委員会において審議を行うということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 厚生労働省からの説明にもありましたとおり、本件につきましては、非公開審議を要する部分があることから、平成 15 年 7 月 1 日付、食品安全委員会決定「食品安全委員会の公開について」の規定に基づきまして、企業の知的財産等が開示され、特定の者に利益もしくは不利益をもたらすおそれがある部分の審議につきましては、本委員会における審議を非公開としてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、ただ今、評価要請に関する説明をリスク管理機関から聴取したところで

すが、本件の緊急性にかんがみまして、引き続き本件に関する審議を行うことといたします。

食品安全委員会の委員会審議としては、極めて異例ではございますが、非公開部分の審議については、この後、隣の中会議室に移動して行うことといたします。傍聴の方におかれましては、しばらくこちらでお待ちいただければと思います。

それでは、中会議室へ移動が終了次第、引き続き審議を行うことといたします。

温泉川室長、どうもありがとうございました。

○温泉川新開発食品保健対策室長 よろしくお願ひいたします。

(議事非公開)

○小泉委員長 それでは、審議を続けます。ただ今の審議で、御意見がありましたとおり、本件につきましても食品安全委員会が厚生労働省から入手した情報に基づく現時点における見解として、以下のようにとりまとめました。

1つは、現時点において入手し得た情報に基づいて判断する限りにおいては、5´-グアニル酸二ナトリウムそのものの成分規格に関するデータはないが、5´-イノシン酸二ナトリウム及び5´-グアニル酸二ナトリウムと5´-イノシン酸二ナトリウムの混合物である5´-リボヌクレオチド二ナトリウムに関しては、食品添加物公定書の含量規格を満たしているとのことである。

2つ目、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日食品安全委員会決定）第1章第3に規定する「組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」に該当することを示すためには、一部追加のデータが必要である。

3番目、5´-イノシン酸二ナトリウム及び5´-リボヌクレオチド二ナトリウムに関しては、「既存の非有効成分の含有量が増えており、その物質に関する詳細なデータを確認する必要があるが、提出されたデータからは、当該非有効成分は既存添加物として認められている物質と考えられる」という見解をまとめました。

委員の方々、それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に関する現時点における食品安全委員会は以上のとおりといたします。

本件につきましては、必要なデータが厚生労働省から提出され次第、遺伝子組換え食品等専門調査会を開催し、審議することといたします。

(2) その他

○小泉委員長 ほかに議事はございますか。

○井原総務課長 特にございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

今回の案件は、食の安全を確保するためのルールが守られていない事例であり、食の安全に対する国民の信頼を裏切る行為として、大変遺憾です。リスク管理機関において、今後このような事態のないよう、ルールの遵守の徹底を関係者できちんと共有していただくことを期待します。

次回の委員会会合につきましては、12月8日木曜日、14時からになります。

以上をもちまして、第410回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。